

別表第六号 修理の確認の手順（第四十五条第二項第五号及び第四項関係）

修理の確認を要する特定端末機器（以下この表において「確認する機器」という。）について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合することを検証する。

一 別表第一号二の規定を確認する機器の試験の検証について準用する。この場合において、同二中「申込機器」とあるのは「修理の確認を要する特定端末機器」と読み替えるものとする。

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イから二までのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

- (1) 別表第一号二に定める試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項
- (2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イから二までのいずれかに掲げる

較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

(3) 確認する機器に記録された情報の管理方法

(4) その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

四 試験を他の者に委託する場合は、当該委託した試験の結果が三の取決めに従って適正に得られたものであり、かつ、技術基準に適合することを検証し、確認する。

五 二以上の確認する機器の検証において、当該確認する機器のうちの一部のものについて試験を行った結果、当該確認する機器のうちその他のものが設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する機器のうちその他のものについて、試験を省略することができる。

別表第七号 修理体制、管理体制等の管理（第四十五条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

事項	記載内容
一 組織並びに管理	法第六十八条の七の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、又は

<p>者の責任及び権限</p>	<p>二 法第六十八条の七の義務を履行するための管理の方法</p>	<p>三 特定端末機器の修理の方法</p>	<p>四 測定器その他の設備の管理</p>	<p>五 その他</p>
<p>検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明</p>	<p>法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の取扱いにおける管理の方法に関する規程が具体的かつ体系的に整備され、それに基づき当該義務が適切に履行されることの説明</p>	<p>法第六十八条の七の義務を履行するために必要な特定端末機器の修理の手順に関する規程及び修理の確認の手順に関する規程が整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われることの説明</p>	<p>特定端末機器の修理の確認に必要な測定器等の管理に関する規程が整備され、それに基づき測定器等の設備の管理が適切に行われていることの説明</p>	<p>その他法第六十八条の七の義務を履行するために必要な事項</p>